

[参考] 手続きの流れ

令和7年9月16日(火) 募集開始

応募 公募参加希望者
→ 淀川河川事務所 管理課

① 応募書類の提出
・ 応募様式 [別紙-1~3]
⇒ 持参、郵送、メール、FAXにより申し込み

応募に関する質問書の締め切り
令和7年10月2日(木) 17時

応募の締切り
令和7年10月16日(木) 17時

必要書類の送付

審査・決定 淀川河川事務所 管理課
決定・通知 → 公募参加希望者

② 採取者の決定・通知
⇒ メールにて通知

審査・決定
令和7年10月17日(金)
～ 令和7年10月24日(金)
決定通知
令和7年10月28日(火)
(めやす) より順次

必要書類送付 淀川河川事務所 管理課
→ 公募参加希望者

③ 申請必要書類の送付
・ 伐採箇所をお知らせをします。
⇒ メールにて通知

決定通知後 順次

許可手続 伐採実施者
→ 淀川河川事務所
A. は高槻出張所
B. は木津川出張所

④ 河川法 25 条許可手続き
・ 許可申請書 [甲] [乙の3]
・ 伐採作業計画書 [別紙-3]
⇒ 持参、郵送、メールにより提出

河川法の申請
～ 令和7年11月13日(木) 17時まで

許可書発行 淀川河川事務所
A. は高槻出張所
B. は木津川出張所
→ 伐採実施者

⑤ 許可書の送付
・ 伐採許可書及び車両進入許可証 (プレート) を郵送

許可書の送付
令和7年11月14日(金)
～ 令和7年11月28日(金) (めやす)

着手届・作業工程の提出 伐採実施者
→ 淀川河川事務所
A. は高槻出張所
B. は木津川出張所

⑥ 着手届・作業工程の提出
・ 着手届 [別紙-4]
・ 作業工程 [任意様式]
⇒ 持参、郵送、メールにより提出

許可書受領後 採取作業着手前までに

伐採 伐採実施者

⑦ 伐採採取作業の実施

採取期間
令和7年12月8日(月)
～ 令和8年5月29日(金)

作業終了次第 完了届出提出

完了届提出・アンケート 伐採実施者
→ 淀川河川事務所
A. は高槻出張所
B. は木津川出張所

⑧ 完了届・アンケートの提出
・ 完了届 [別紙-5] の提出
・ アンケート [別紙-6] の提出
・ 車両進入許可証 (プレート) の返却
⇒ 郵送、メール、持参により提出

作業完了後速やかに